

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第3号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第13条中「及び安佐南警察署長」を「、安佐南警察署長、廿日市警察署長及び安佐北警察署長」に改める。

第14条第2項中「又は安佐南警察署」を「、安佐南警察署、廿日市警察署又は安佐北警察署」に改め、同条第3項中「及び安佐南警察署長」を「、安佐南警察署長、廿日市警察署長及び安佐北警察署長」に改める。

第14条の2の見出し中「申請書」を「申請書等」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

施行規則第20条第2項に規定する届出書に免許用写真を添付する必要がない場合は、公安委員会の管轄区域を異にして住所の変更の届出を行う場合とする。

第15条の表中「及び安佐南警察署長」を「、安佐南警察署長、廿日市警察署長及び安佐北警察署長」に、「及び安佐南警察署」を「、安佐南警察署、廿日市警察署及び安佐北警察署」に改める。

第16条第1項、第19条の2第1項及び第21条の13中「及び安佐南警察署長」を「、安佐南警察署長、廿日市警察署長及び安佐北警察署長」に改める。

別表第249の項の次に次のように加える。

49の2	県道小泉本郷線	三原市沼田西町小原73番5先から 三原市本郷町本郷4850番1先まで
------	---------	---------------------------------------

附 則

この公安委員会規則は、平成20年4月1日から施行する。